



指令廃発第21号

指 定 書

松江市大輪町420番地1

社団法人 島根県浄化槽普及管理センター

会 長 飯 塚 紀

平成12年4月3日付けをもって申請のあった上記の者を、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、島根県内全域において同法第7条及び第11条に係る浄化槽の水質に関する検査を行う者として指定する。

なお、この指定に係る条件については、次のとおりである。

平成12年4月10日

島根県知事 澄 田 信 義



1. 毎事業年度経過後3ヶ月以内に、その事業年度の事業報告書、収支決算書及び検査員の名簿を知事に提出しなければならないこと。
2. 知事から事業の実施に関し報告を求められたときは、速やかに報告しなければならないこと。
3. 検査業務の実施に関する規定を変更しようとする場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
4. 浄化槽の維持管理が不適正であると認められる場合には、当該浄化槽の検査の記録の写しを当該地域を管轄する保健所長に送付すること。
5. 知事が、指定に係る業務に関し、その業務が適正に実施されるために必要な限度において指示を行ったときは必要な措置を執らなければならないこと。
6. 検査手数料を変更しようとする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
7. 指定に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
8. 指定の基準に適合しなくなつたと認めるとき、指定の条件に違反したとき、又は指定に係る業務が適正に実施されていないと認めるときは、指定を取り消す場合があること。

# 島根県報

第一、一六六号

平成十二年五月二十六日

(金曜日)

## 告 示 目 次

浄化槽法第五十七条第一項の規定に基づく指定検査機関の指定	(廃棄物対策課)	一
救急病院の指定	(医療対策課)	二
島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業振興課)	二
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	二
土地改良区の役員の退任	( )	三
土地改良事業施行の認可	( )	三
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	( )	三
保安林の指定(二件)	(森林整備課)	四
保安林予定森林	( )	四
指定漁船調書の縦覧	(漁業管理課)	五
公告	(都市計画課)	五
特定調達公告	( )	六
財務会計及び旅費計算システムの運用管理等補助に関する業務の委託に係る随意契約の相手方等	(会計課)	六
教委訓令	( )	六
島根県立教育センターが実施する校内初任者研修に関する研修規程	( )	六

### 選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体  
 政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体  
 政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体  
 政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体



### 人委規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

### 正 誤

平成十二年五月十六日付け島根県報第一、一六三号 (農村整備課) 九  
 中

## 告 示

## 示

### 島根県告示第四百五十一号

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十七条第一項の規定に基づき、同法第七条及び第十一条の水質に関する検査を行う者として次の法人を指定したので、同法第五十七条第二項の規定により告示する。

浄化槽法第五十七条第一項の規定に基づく指定検査機関の指定(昭和六十一年島根県告示第五百九十号及び昭和六十二年島根県告示第七百八十五号)は廃止する。

